

令和3年12月定例会 環境農林委員会の概要

日時 令和3年12月16日(木) 開会 午前10時
閉会 午後0時12分

場所 第6委員会室

出席委員 吉良英敏委員長

橋詰昌児副委員長

逢澤圭一郎委員、小川真一郎委員、武内政文委員、諸井真英委員、

小島信昭委員、平松大佑委員、井上航委員、山根史子委員、秋山もえ委員

欠席委員 なし

説明者 [農林部関係]

強瀬道男農林部長、唐橋竜一農林部副部長、横塚正一農林部副部長、

吉永光宏食品安全局長、西村恵太農業政策課長、竹詰一農業ビジネス支援課長、

島崎二郎農産物安全課長、野澤裕子畜産安全課長、野口雄一郎農業支援課長、

長谷川征慶生産振興課長、佐野且哉森づくり課長、稲場康仁農村整備課長

[環境部関係]

小池要子環境部長、石井貴司環境部副部長、末柄勝朗環境未来局長、

石塚智弘参事兼エネルギー環境課長、大山澄男環境政策課長、

深野成昭温暖化対策課長、宮原正行大気環境課長、山井毅水環境課長、

堀口浩二産業廃棄物指導課長、佐々木亨資源循環推進課長、

河原塚啓史みどり自然課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第151号	令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第12号)のうち農林部関係	原案可決

2 請願

なし

所管事務調査

1 農林部関係

営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)の現状について

2 環境部関係

小川町のメガソーラーに関する過日行われた環境影響評価技術審議会を受けての現状について

報告事項

・環境部関係

大気環境の現状について

【付託議案に対する質疑（農林部関係）】

逢澤委員

- 1 令和2年産米の在庫の削減を図ることを目的としているが、事業イメージを見ると、生産者からの食材購入となっており、令和3年産米の在庫削減も想定される。事業の目的として、令和2年産米を削減することが目的なのか、それとも、令和3年産米も同じく削減するのか。
- 2 JAは、生産者から米を3、4割買い取っていると思われるが、実際はどの程度か。
- 3 事業主体として量販店が対象となっているとの説明があったが、どのような店舗を対象としているのか。商店街や米穀店などは対象にしていないのか。
- 4 補正予算であるため事業実施期間は短いと思うが、事業期間はどのくらいか。
- 5 予算額は約1億6,000万円であるが、量販店や飲食店に対する予算の内訳はどのように考えているのか。

農業ビジネス支援課長

- 1 令和2年産米と令和3年産米の両方を補助対象としている。
- 3 商店街や米穀店についても県産米の増量キャンペーンの対象としている。ただし、補助事業であるため、期間中の県産米の販売量と増量分について実績を報告してもらい、確認したいと考えている。
- 4 議案が承認された後、速やかに県のホームページや県政ニュースで事業の周知を行い、1月中旬頃に募集を取りまとめて事業を実施したいと考えている。事業の終了については3月中旬頃を予定している。参加事業者から実績を報告してもらい、年度内に補助金を支払いたいと考えている。
- 5 予算上、量販店については8,000万円程度、飲食店については3,500万円程度、直売所等での県産米増量キャンペーンについては3,700万円程度を計上している。

生産振興課長

- 2 令和2年産の推計では、JAから販売委託を受けている全農さいたまの集荷割合は15%である。

逢澤委員

- 1 本事業によってどれだけの消費拡大効果があり、県産の余剰米がどの程度減少する見込みなのか。
- 2 量販店ではポイントキャンペーンを実施することだが、ポイントを実施していない個人店に対してはどのように対応していくのか。
- 3 県政ニュースによる周知を実施することだが、情報を得るのが難しい個人店などへ短期間に広く周知する方法をどのように考えているのか。

農業ビジネス支援課長

- 1 県産米の増量キャンペーンで約1,000トン、量販店でのポイント付与による取組で約500トンの計1,500トンの販売を見込んでいる。ただし、これまで県産米を購入していた方の分も含まれるため、全てが純増になるものではない。事業期間が短期間であるため、期間中の販売量には限りがあるが、本事業を通じて県産米を取り扱う店

舗を増やし、キャンペーン終了後も継続的に取り扱っていただけるよう取り組むことで販路の拡大を図り、余剰米の在庫を削減につなげていく。

- 2 個人の米穀店に対しては、県産米の販売量に対する1割の増量部分についての支援することを考えている。
- 3 県のホームページ及び県のSNSでの発信のほか、農林振興センター、市町村、農業団体、商工団体などの関係団体に協力していただきながら幅広く周知を図る。

逢澤委員

- 1 令和2年産の県産米の在庫はどのくらいあるのか。
- 2 増量キャンペーンによる支援とは、どのようなものか。

生産振興課長

- 1 令和2年産米と令和3年産米の在庫量を分けて把握はしていない。令和3年10月末の本県の民間在庫は約36,100トンであり、令和2年10月末の在庫と比べて3,200トン多い状況である。

農業ビジネス支援課長

- 2 増量キャンペーンでは、例えば、県産米10キログラムの購入につき1キログラムを加えて販売し、この加えた1キログラム部分の費用を支援対象とすることを考えている。ポイントキャンペーンでは、県産米の販売価格の20%以内のポイントを付与してもらい、そのポイントについて県が支援することを考えている。

逢澤委員

増量キャンペーンでは、増量分を別の袋などで渡す形になると想定されるが、販売価格からの値引きや、次回以降使える割引券を渡す方法などでもいいのか。

農業ビジネス支援課長

増量分の支援は、量り売りを行っている直売所において、県産米を10キログラム購入された場合に1キログラム増やした分を補助する仕組みである。値引きや割引券を配布する方法については、売上額が減少することになるため避けたいという意見も事業者からいただいているため、本事業では増量又はポイント付与とした。

逢澤委員

ポイント付与ができない個人店は値引きや割引券での対応はできず、1割増量キャンペーンの実施に対してのみ支援されるという認識でよいか。

農業ビジネス支援課長

その認識で相違ない。

平松委員

- 1 事業に協力してもらえる飲食店を増やすことが重要である。農協、市町村、商工団体に周知することのだが、時短協力金の関係で産業労働部が所有する飲食店等のメールリストを使用することで、予算をかけずにより多くの店舗に周知できるが、そういった手法は検討できるか。

- 2 飲食店など店舗当たりの補助上限はあるのか。店の規模や、量販店、飲食店など団体・業種によって補助額に違いがあるのか。
- 3 本事業の反響が大きく、多くの申請があった場合には、更に補正を組み予算を確保するのか、あるいは同様の事業を次年度以降も行うことについて検討するのか。

農業ビジネス支援課長

- 1 時短協力店のリストは、時短協力金のために得た情報であり、違う目的での利用となると個人情報保護条例の観点から、相手方の同意などの手続が必要となる。そのため今回の事業については、商工関係への周知は商工団体を通じて周知させていただきたい。
- 2 事業希望者にとっても補助金額の目安は必要になるため、募集の段階で目安を示す予定である。その後、補助上限額の設定及び具体的な金額は、応募状況を踏まえて検討していく。
- 3 応募状況を見て、予算総額を超えないように補助金額を調整する予定である。仮に補助金申請総額が予算額を超えてしまった場合には、実施予定の店舗数や実施期間の削減について事業者と調整し、各事業者に補助金額を割り振ることを考えている。現時点では、追加の補正予算要求や次年度の予算要求は考えていない。

平松委員

応募数に応じて補助上限額を調整するという事は理解したが、補助金申請総額が予算額を超えた場合に実施予定の店舗数を削減するというのはどういう意味か。

農業ビジネス支援課長

例えば、複数の店舗を持つ事業者が補助金を申請し補助金上限額を超えてしまう場合に、20店舗での実施予定を15店舗にさせていただくなど、店舗数の調整が必要となると考えている。

平松委員

個人店のような1店舗しか経営していない場合には調整せずに、チェーン展開している事業者に対して全店舗での実施が難しい場合に、実施する店舗数を減らす等の交渉を行うということでもいいか。

農業ビジネス支援課長

そのとおりである。

山根委員

- 1 短い期間での実施となるが、実績の確認はどのように行うのか。
- 2 資料の取組事例以外に、量販店や個別商店が独自に行う取組は支援の対象となるのか。

農業ビジネス支援課長

- 1 確認方法については、県産米を増量した場合、県産米の売上や増量分がどのくらいあるのかなどを確認する。飲食店については、使用した県産米の量と金額や仕入れ額などを確認する。確認する書類は事業者によって異なると思われるが、産地については納品書等で確認したいと考えている。
- 2 事業期間中に量販店などが独自で行うPRの経費については、支援の対象となる。

山根委員

どのような取組が補助対象となるか分かりにくい、どう周知する予定か。

農業ビジネス支援課長

議案の承認後に公募開始となるが、交付申請書類の様式をホームページで公表すると同時に、Q & Aなどで補助対象を示し、事業者が不安にならないよう周知していく。

井上委員

- 1 米が余っている背景には、米を食べる量が減少していることがある。若い世代よりも中高年層の減少が著しいという分析もあるが、今回の施策はこの分析結果にアプローチできるものとなっているか。
- 2 今回の施策では、県産米を選び、食べるリピーターを獲得することが最大の目的であるとする。今回の取組は、リピーター獲得につながる仕掛けとなっているか。

農業ビジネス支援課長

- 1 事業で中高年層の食の嗜好を変えることは難しいと考えている。本事業では、米を買う方々に、埼玉県産米を選んで購入してもらうことを目標としている。米の購入先は、スーパーマーケットが5割程度を占めているため、キャンペーンを通じて県産米を取り扱っていなかった量販店やスポット的に取り扱っていた量販店を、常時県産米を取り扱う店舗にすることで、継続的に県産米が買える状況を作っていきたいと考える。
- 2 県産米購入時の増量分やポイント付与のキャンペーンをきっかけに県産米を購入いただき、おいしさを認識してもらいたいと考えている。さらに、県産米の取扱い店舗を増やし継続的な販売につなげることで、一度県産米を購入した消費者が、次も県産米を選んで購入するリピーターになるよう取り組んで行く。

秋山委員

- 1 事業主体は何店舗と見込んでいるか。
- 2 本事業で全ての生産者が救われるのか。
- 3 生産者にも周知するのか。
- 4 直売所で10キログラム以上購入につき1キログラム増量させ、その増量分を補助することだが、増量分の経費の補助割合は2分の1なのか、10分の10なのか。
- 5 農家に対する直接的な支援ではないが、種苗代の補助などの独自支援については検討してきたのか。

農業ビジネス支援課長

- 1 予算積算上の店舗数は、直売所80店舗、量販店8事業者、飲食店等350店舗である。
- 2 本事業は生産者への直接の支援ではない。生産者がJAに出荷した場合、概算金が支払われ、JAが米の販売を終了した時点で、販売額から概算金と販売経費を除いた額が精算金として支払われる仕組みになっている。キャンペーンで県産米の取扱い店舗を増やし、消費拡大を図ることで販売環境を改善する狙いがある。その結果を生産者への精算金に反映させ、最終的に生産者の支援につなげていく。
- 3 本事業は生産者への直接の支援ではないので、生産者に対する個別の周知は行わない。
- 4 米増量分の経費の補助割合は10分の10である。補助率が2分の1なのは、飲食店での特別メニューの提供や料理フェアで県産米を使っていた場合に使用した県産米の購入額に対する補助である。

生産振興課長

- 5 県独自の支援策は検討してきたが、需給バランスにより価格は形成されることから、米については需要に応じた生産の目安を生産者に示し、需給バランスを図ってきた。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて減収しているのは承知しているが、ほかの農産物についても生産者への直接支援は行ってきていない状況である。米価の下落については、民間在庫の削減に努めることが必要と考えており、今回の補正事業も活用しながら販売対策を進め、需給バランスを図ることにより米価の回復を図っていく。

秋山委員

店舗に出荷している農家にしか恩恵がないのではないか。

農業ビジネス支援課長

米を個別に販売している生産者も増量キャンペーンの対象となると考えている。キャンペーン期間中に販売量の1割部分を消費者にサービスしたことが確認できる資料を提出すれば、個別の農家も対象と考えている。

小島委員

- 1 県産米の確認は報告書だけで行うのか。出荷証明などの書類は必要ないのか。
- 2 店舗の種類ごとの補助額の上限は幾らか。
- 3 この機会に、県産米の取扱いのない量販店を洗い出し、県産米の販売促進を仕掛けてはどうか。今回の補正予算の事業で県民に知ってもらうのではなく、日頃から「彩のかがやき」及び「彩のきずな」のPRを行い、県産米の流通を促進した方がよい。全国ネットのPRは難しいかもしれないが、日頃から県庁を挙げて県産米をPRすることが大事であると思うが、部長はどう考えるか。

農業ビジネス支援課長

- 1 申請時ではなく、報告時に県産米の仕入状況などが分かる資料を添付してもらい、納入実績を確認する。
- 2 公募の段階では上限の目安を示し、申請を取りまとめた段階で実際の上限額を設定したいと考えている。現時点では、具体的な量販店や店舗当たりの額などは検討段階であるため、お答えできない。

農林部長

- 3 少なくとも県民の方に県産米を認識していただくことが重要である。PRを行うエリアは実際に県産米が販売されているエリアと連動していく必要があるが、県外に店舗を持つ県内の事業者などでの取扱量を増やすなどして、販売エリアの拡大と広域的なPRも検討していきたいと考える。県民への県産米のPRについては、一層効果的で認知度が高まる方法を研究し、精一杯PRしていきたい。

【所管事務に関する質問（営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）の現状について）】

武内委員

- 1 太陽光発電施設の設置が、林地のみならず農地にも増えている。営農型太陽光発電、いわゆるソーラーシェアリングを目的とした農地の一時転用許可は県内で何件あり、それは増加傾向なのか。また、一時転用許可のうち何パーセント程度を占めているのか。

さらに、農業者が継続して営農するケースと発電事業者等が営農するケースの割合はどうか。

- 2 ソーラーシェアリングの場合、太陽光パネルを設置する農地の一時転用許可期間は原則3年間であるが、今年度から認定農業者が営農する場合や荒廃農地を活用する場合、2種・3種農地のいずれかに該当する場合は、10年間に要件が緩和され、今後は更に増える可能性がある。これは、農業者にとっては安定収入があるという一方で、荒廃農地などで農作物を作るマンパワーや意欲があった上で行うのかも疑問である。また、発電事業者は営農ノウハウがなく、ソーラーパネルだけ設置して農作物が計画どおり作られないこともあると思うが、現状はどうなっているのか。
- 3 ソーラーシェアリングを活用して営農継続に貢献してもらうには、農地の一時転用許可後も許可条件のとおり営農されているかフォローすることが不可欠であるが、県は状況をどのように把握し、指導や改善を行っているのか。

農業政策課長

- 1 一時転用許可を受けて行われている営農型太陽光発電の件数は、令和2年度末で123件である。増加傾向かについては、平成26年の制度開始当初は年に数十件であったが、その後落ち着き、直近5年ほどは一桁台で、令和2年度は少し増えて10件台となっている。内訳については、県の把握の仕方では、農地所有者が営農するケースが34%、農地所有者以外の者が営農するケースが66%である。農地所有者以外の者は、発電事業者や発電事業者と協力関係にある者が考えられる。
- 2 一時転用許可の許可条件の中に、下部農地の単収が、平均的な単収と比べておおむね2割以上下回らない、という条件がある。令和2年度末時点の状況では、大部分は、2割以上下回っていないか、多年生の作物で、まだ作付けや育成の段階で収穫が始まっていないという状況である。それ以外の部分では、災害の影響や栽培がうまくいかず、単収が2割以上低くなってしまっているものもある。
- 3 一時転用許可を受けた事業者は、毎年、下部農地における農作物の生産に係る状況について報告することになっており、県及び農業委員会が状況を把握できる仕組みになっている。その報告に明記される収穫量の状況が、悪天候等のやむを得ない事情による一時的な減少ではなく、減収状態が継続するような場合は適切に営農されていない状態と考えられることから、改善に向け指導をしている。指導の内容としては、営農の適切な継続の確保に必要な改善措置、例えば適切な管理の徹底や作付作目の変更などを講ずるよう指導している。

武内委員

状況把握について、県への報告は年1回か。また、その際の現地確認は全て県で行っているのか、それとも市町村も関与しているのか。

農業政策課長

報告は年1回書面で提出していただくものである。現地確認については、日常的に農地パトロール活動などで市町村農業委員会が把握しているが、その上で、報告書やその他の情報提供を通じて疑義がある場合には、県と市町村が連携して現地確認を行う。

武内委員

ソーラーシェアリングについては、農地の活用や安定収入といったプラス面と、営農意欲が削がれて農地が荒廃するなどマイナス面もあると思うが、今後について農林部として

どのような考え方を持っているのか。

農林部長

営農型太陽光発電については、パネル下部での農作物の生産が適切に行われることが大前提である。その上で、安定的な収入が得られるという面から農家経営の一助になると考えている。設置する場所については、一度設置するとすぐに撤去することにはならないため、県が許可する時にも、集団農地の中で将来的に担い手に集約していくようなところではなく周縁部の方に誘導するような調整は行っている。適切に営農すれば農家経営に役立つものと考えており、仕組みや制度内容について農業者に周知し、適切な営農型太陽光発電の取組がされるようにしていきたい。

【所管事務に関する質問（小川町のメガソーラーに関する過日行われた環境影響評価技術審議会を受けての現状について）】

逢澤委員

- 1 技術審議会の委員の選考方法について、地元から不安な声が上がっていることが分かっているながら、なぜ、委員を専門家だけで構成しているのか。地元の声を反映していくためにも、地元の首長や議員などを審議会の委員の対象にすることは考えなかったのか。今回、特に盛土に対する地滑りが不安要素として挙げられている中で、委員として地盤・地象の専門家の方に意見をいただいたようだが、太陽光パネルの設置ということであれば、土木の目線の専門的意見も必要ではなかったか。
- 2 令和元年東日本台風の際に、地滑り崩落した地点に事業者は盛土720,000立法メートルを行う予定だが、発生原因について、県は把握しエビデンスに基づいた分析を行っているのか。
- 3 周辺道路・地元住民への影響について、事業者は大型ダンプ等の通行に際し、1日片道157台、往復314台、1日7.85時間で計算すると約90秒に1台となりこれが3年間続くと言っており、その対策を「集中させない」「管理できる」と述べているらしいが、県はどのように考えているのか。

環境政策課長

- 1 環境影響評価制度は、法律で水質、生態系、地盤などの評価項目が規定されており、環境影響評価技術審議会は、評価項目ごとに技術的見地からの答申を行うという性格の審議会であるため、その評価項目に沿った学識経験者による委員構成としている。なお、住民の意見や、首長の意見は、アセスの制度上、審議会とは別に意見を述べる機会が担保されており、地域の意見についてもアセスの審査過程において、当然配慮される制度となっている。地盤の委員は土木の専門家であり、土木の見地からの意見をいただいているが、今回の小川町メガソーラー事業については、盛土工事に対する慎重な審議が必要なことから、当該分野については複数の専門家からの意見をいただく必要があると考え、別途、特別委員を加え、意見の充実を図っている。
- 2 環境影響評価は、県が発生原因を分析する性質のものではなく、環境影響評価法において盛土に関する基準はなく、エビデンスに基づいた分析を行うのは困難である。
- 3 工事関係車両の通行による大気や騒音、振動への影響が考えられることから、周辺環境に影響が出ないよう、事業者の予測の前提となっている環境保全措置を確実に講じるよう求める意見も検討している。

逢澤委員

- 1 事業者の説明会後に一般意見の取りまとめがあったかと思うが、この一般意見については本年4月19日から6月14日の期間のものであり、熱海の土砂災害より前のことであるため、事故後における近隣住民の不安な声は、更に大きくなっているものと想定される。したがって、一般意見を十分に反映しているとは言えないものであり、技術審議会においても地元の声を聴くことが必要だったのではないかと。
- 2 技術審議会において、事業地内について災害時崩落した箇所以外に不安定な場所や崩落リスクが高い場所については、ボーリング調査を含めた詳細な追加調査を検討することとなっているが、その不安定な場所や崩落リスクが高いところの基準が明確になっていない。エビデンスは困難ということだが、例えば数値化した指標であるとか、基準を踏まえた再発防止対策について県として事業者に対応を求めることが必要ではないかと。

環境政策課長

- 1 7月の熱海の土砂災害の後にも、地元の小川町長や町議会等から本件メガソーラー事業に関する要望をいただいている。知事意見の作成に当たっては、技術審議会からの技術的見地からの答申に加え、地元の要望や住民意見も十分に踏まえ、取りまとめているところである。
- 2 数値基準を設定して意見することは難しいが、例えば土木の公共工事における、具体的に一定の施工方法を例示するなど、その内容に準拠して工事を行うよう意見することなども検討しているところである。

逢澤委員

知事意見を提出するのが本年の12月29日であり時間も少ないが、地元住民をはじめ多くの方の不安を払拭できるものでなければ、それなりの意見を附していただきたいと思うが、環境部としてこの事業についてどのように考えているのか。

環境政策課長

非常に大規模な盛土造成工事が含まれる計画となっており、地元住民の方から不安の声が多数上がっていることは、県としても十分に受け止めている。この事業の実施自体、地域環境に大きな影響を与えるものと考えており、適切な環境保全が図られるよう、国にしっかりと県の意見を伝えていく。